

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区 分			単 位	附属の設備の利用料金の上限額					
				9 時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9 時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9 時から 21時30分 まで
附属 の設 備	舞台 設備	金びょうぶ	1 双	円 2, 130	円 2, 130	円 2, 130	円 4, 260	円 4, 260	円 6, 390
		銀びょうぶ	1 双	2, 130	2, 130	2, 130	4, 260	4, 260	6, 390
		白びょうぶ	1 双	2, 130	2, 130	2, 130	4, 260	4, 260	6, 390
		テーブル掛	1 枚	90	90	90	180	180	270
		取外し机	1 脚	50	50	50	100	100	150
		普通椅子	1 脚	50	50	50	100	100	150
		平台	1 枚	130	130	130	260	260	390
		演台	1 台	480	480	480	960	960	1, 440
		譜面台	1 台	50	50	50	100	100	150
		指揮台	1 個	50	50	50	100	100	150
		上敷	1 組 (5 枚)	500	500	500	1, 000	1, 000	1, 500
		扇風機	1 台	500	640	640	1, 140	1, 280	1, 780
		ホリゾン幕	1 張	720	720	720	1, 440	1, 440	2, 160
	照明 設備	ボーダーライト（第 1）	1 式	830	1, 250	1, 250	2, 080	2, 500	3, 330
		ボーダーライト（第 2）	1 式	800	910	910	1, 710	1, 820	2, 620
		ホリゾンライト	1 式	800	910	910	1, 710	1, 820	2, 620
		ローホリゾンライト	1 式	770	910	910	1, 680	1, 820	2, 590
		アークピンスポットライト	1 台	3, 020	3, 680	3, 680	6, 700	7, 360	10, 380
		ロングスポットライト（1. 5キロワット）	1 台	1, 770	2, 130	2, 130	3, 900	4, 260	6, 030
		プロジェクタースポットライト（1. 5キロワット）	1 台	1, 670	1, 970	1, 970	3, 640	3, 940	5, 610
		ピンスポットライト（1 キロワット）	1 台	910	1, 100	1, 100	2, 010	2, 200	3, 110
		スポットライト（1 キロワット）	1 台	910	1, 100	1, 100	2, 010	2, 200	3, 110
		スポットライト（500ワット）	1 台	490	560	560	1, 050	1, 120	1, 610

		ミラーボール	1 式	720	820	820	1, 540	1, 640	2, 360	
	放送 設備	大型拡声器（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1, 920	2, 360	2, 360	4, 280	4, 720	6, 640	
		マイクロホン	1 本	430	500	500	930	1, 000	1, 430	
		ワイヤレスアンプ（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1, 920	2, 250	2, 250	4, 170	4, 500	6, 420	
		レコードプレーヤー	1 台	500	640	640	1, 140	1, 280	1, 780	
		テープレコーダー	1 台	1, 920	2, 250	2, 250	4, 170	4, 500	6, 420	
		その 他の 設備	スクリーン（大ホール）	1 張	1, 400	1, 400	1, 400	2, 800	2, 800	4, 200
	スクリーン（会議室）		1 台	250	250	250	500	500	750	
	ピアノ（大型）		1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、 4 時間以内の場合は12, 760円、 4 時間を超え10時間以内の場合は18, 110円、 10時間を超える場合は23, 500円						
	ピアノ（中型）		1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、 4 時間以内の場合は4, 050円、 4 時間を超え10時間以内の場合は5, 850円、 10時間を超える場合は7, 900円						
	電気料			1 k w h までごと に	40円					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。